

平成20年4月1日

入札参加者各位

川崎市 長

共同企業体の取り扱いについて（通知）

本市発注工事等につきましては、日ごろから格別のご協力をいただきまして、誠に有り難うございます。

さて、本市が発注した建設工事の中で、「建設業者の技術力等を結集することにより、確実かつ円滑な施工を確保すること、また、中小建設業者の施工能力の増大を図ること」を目的として、一定の条件に該当するもの（「川崎市共同企業体取扱要綱」（以下「要綱」という。）第4条参照）については、工事ごとに共同企業体を結成し、競争入札に参加していただきました。しかしながら、当該工事の中においても、工事の規模、性格等に照らし、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる企業がいると認められる場合もあることから、適正な競争のための環境を確保するためにも、平成20年4月1日以降に入札公告するものから単体企業と共同企業体との混合による入札（以下「混合入札」という。）を次の対象工事において試行実施してまいります。

なお、混合入札を試行実施するにあたり、共同企業体に関する取り扱いについて、次のとおり、一部見直しを図りましたので併せて通知いたします。

1 混合入札の試行実施について

対象工事

要綱第4条で対象となっている工事で

市内業者の同一ランク同士及び市外(準市内)業者同士

のもの。

なお、異業種共同企業体案件は対象としません。

対象工事とする場合、入札の公告において混合入札であることを明示します。

他の組み合わせ（市外（準市内）と市内業者の組み合わせ及び市内業者の異なるランクの組み合わせ等）による共同企業体については、今後、検討していきたいと考えています。

混合入札対象工事の申込みに当たっての注意事項

- (ア) 単体企業での参加申込み時の条件は、原則として、共同企業体の代表者と同じとします。
- (イ) 共同企業体の各構成員は、同一の工事において単体で入札に参加することはできません。

2 契約保証金の取扱いについて

平成 20 年度から共同企業体の契約においても、**契約保証金の納付等が必要**となります。

3 技術者の配置について

共同企業体全ての構成員から技術者（主任又は監理技術者）の**専任配置**を求めます。

4 工事成績評定点の取扱いについて

従来、共同企業体として請け負った工事については、共同企業体としての工事成績評定点としておりましたが、

平成 20 年度から**共同企業体の各構成員**（出資割合が 20% 以上の構成員のものに限る。）**に同じ工事成績評定点がつきます。**

なお、異業種共同企業体として請け負った工事については、工事成績評定点がシステム上反映することができません。については、異業種共同企業体としての施工実績がある方は、工事成績評定点を求められる入札案件ごとに契約課まで申し出てください。

5 その他

共同企業体を結成しようとしている構成員が、他の案件において、既に、共同企業体を結成して契約締結又は申込みを行っている場合においても、改めて、当該構成員と共同企業体を結成することはできます。

(参 考)

「要綱」については、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の契約関係規定（契約関係規定）に掲載されています。

担当：川崎市財政局管財部契約課

044-200-2098、2100